

訪問看護・介護予防訪問看護運営規程

1. 事業者の概要

(1) 事業者

事業者名 株式会社 ハートケアステーション・コスモス
所在地 座間市入谷東2-23-18
代表者名 小島 敬志
連絡先 046-255-1705

2. 事業所について

(1) 概要

事業所名	ハートケアステーション・コスモス
所在地	座間市栗原中央5-1-45
電話番号	046-240-6662
管理者	小島 真由美
通常サービス実施地域	座間市、綾瀬市、海老名市
営業日	月曜日～金曜日(祝日含む)
営業時間	午前9:00～午後6:00
休日	土曜日、日曜日、12月29日～1月3日

※営業日、営業時間外の利用をご希望の方はご相談ください

(2) 職員体制

管理者 常勤兼務 看護師 1名
訪問看護師 常勤専従 看護師 7名

3. 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要支援、要介護状態と認定された利用者に対し、訪問看護サービスを提供し、居宅において利用者がより自立した日常生活を営むことが出来るように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護サービス実施にあたり、サービス従事者の確保・研修・教育・指導に努め、利用者個々の主体性を尊重し地域の保健医療・福祉等関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4. サービス内容

1. 病状の観察
2. 清潔の援助
3. 褥瘡処置、予防
4. 食事、排泄介助
5. カテーテルなどの医療機器の操作、管理、指導
6. ターミナルケア
7. 療養生活指導
8. 医師の指示に基づく医療処置
9. その他

5. 基本料金及び利用者負担金

- ① 利用料金は利用者1割・2割・3割負担額です。小数点以下は切捨てとなるため、1カ月の合計単位数で計算した場合多少誤差があります。

【基本料金】

〈訪問看護〉

所要時間	単位数	利用料金		
20分未満	314 単位	1割: 336 円	2割: 672 円	3割: 1,008 円
30分未満	471 単位	1割: 504 円	2割: 1,008 円	3割: 1,512 円
30分～1時間未満	823 単位	1割: 881 円	2割: 1,761 円	3割: 2,642 円
1時間～1時間30分未満	1,128 単位	1割: 1,207 円	2割: 2,414 円	3割: 3,621 円

〈理学療法士による訪問看護〉

所要時間	単位数	利用料金		
20分	294 単位	1割: 315 円	2割: 629 円	3割: 944 円
40分	588 単位	1割: 629 円	2割: 1,258 円	3割: 1,887 円
1時間	794 単位	1割: 850 円	2割: 1,699 円	3割: 2,549 円

〈予防看護〉

所要時間	単位数	利用料金		
20分未満	303 単位	1割: 324 円	2割: 648 円	3割: 973 円
30分未満	451 単位	1割: 483 円	2割: 965 円	3割: 1,448 円
30分～1時間未満	794 単位	1割: 850 円	2割: 1,699 円	3割: 2,549 円
1時間～1時間30分未満	1,090 単位	1割: 1,166 円	2割: 2,333 円	3割: 3,499 円

〈理学療法士による予防看護〉

所要時間	単位数	利用料金		
20分	284 単位	1割: 304 円	2割: 608 円	3割: 912 円
40分	568 単位	1割: 608 円	2割: 1,216 円	3割: 1,823 円
1時間	426 単位	1割: 456 円	2割: 912 円	3割: 1,367 円

早朝(午前6時～8時)／夜間(午後6時～10時)	基本料金の25%増し
深夜(午後10時～午前6時)	基本料金の50%増し

【加算】

初回加算(Ⅰ) ※退院した日	350 単位	1割: 375 円	2割: 749 円	3割: 1,124 円
初回加算(Ⅱ) ※退院した日の翌日以降	300 単位	1割: 321 円	2割: 642 円	3割: 963 円
退院時共同指導加算	600 単位	1割: 642 円	2割: 1,284 円	3割: 1,926 円
緊急時訪問看護加算Ⅰ/月1回	600 単位	1割: 642 円	2割: 1,284 円	3割: 1,926 円
特別管理加算(Ⅰ)/月1回	500 単位	1割: 535 円	2割: 1,070 円	3割: 1,605 円
特別管理加算(Ⅱ)/月1回	250 単位	1割: 268 円	2割: 535 円	3割: 803 円
サービス提供体制強化加算(1)/1回につき	6 単位	1割: 6 円	2割: 13 円	3割: 19 円
口腔連携強化加算/月1回	50 単位	1割: 54 円	2割: 107 円	3割: 161 円
ターミナルケア加算	2,500 単位	1割: 2,675 円	2割: 5,350 円	3割: 8,025 円
同時に複数の看護師が一人の利用者に訪問看護を実施した場合				
所要時間30分未満	254 単位	1割: 272 円	2割: 544 円	3割: 816 円
所要時間30分以上	402 単位	1割: 431 円	2割: 862 円	3割: 1,293 円
エンゼルケア ※死後の処置	自費	12,000 円		

※介護予防訪問看護はターミナルケア加算の算定なし

(2) 通常のサービス地域を越えた場合には、その交通費が必要となります。

介護保険外のサービスとなる場合は、全額自己負担となります。

6. キャンセル料

急なキャンセルの場合はキャンセル料(実費)をいただくこととなりますので、キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

連絡先 **046-240-6662**

- * 利用当日の24時間前までに連絡をいただいた場合 無料
- * 利用当日連絡がなく看護師が訪問し、その場でキャンセルされた場合 3,500円

7. 事故の対応

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊ご家族に連絡いたします。

8. 事故発生時の対応について

ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保管する。

ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

9. 衛生管理等

看護職員の清潔の保持、健康状態について、必要な管理を行う。
ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

10. 秘密保持

- (1) 事業者および従業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正しく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は利用者からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者等においての利用者および家族の個人情報を用いることはいたしません。
- (3) 事業者は、サービスの提供に係る必要な業務を外部に委託するために個人情報を預託する場合は、必要な契約を締結すると共に預託する情報を最小限に留め、個人情報の厳格な管理、監督を行います。

11. 相談・苦情窓口

- (1) 当社お客様相談・苦情窓口

担当 小島 真由美 電話:046-240-6661

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00

- (2) 公的機関においても苦情を申し出ることができます

座間市役所 046-252-8077(介護保険課)

綾瀬市役所 0467-70-5636(高齢介護課)

海老名市役所 046-235-4952(高齢介護課)

神奈川県国民健康保険団体連合会 045-329-3447(介護保険課)

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	訪問看護師 小島 真由美
-------------	--------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について従業者に、周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. 身体拘束に関する事項

- (1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- (2) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

14. サービス利用中の契約中止、解除について

サービス利用契約中に利用者等の行動が、サービス事業者の生命や身体、健康及び財産に重要な影響を及ぼした場合。また、その恐れがあり、本契約を継続しがたい事由が生じた場合事業者は、直ちに本契約の解除を行うことができる。

以下の場合、即日、契約を解除することがあります。

・利用者又はそのご家族等が、サービス事業者に対して暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等著しい迷惑行為(注1)をした場合

注1 具体例 ・物を投げつける ・蹴る、叩く、ひっかく ・首を絞める ・つばを吐く

・謝罪の強要をする ・怒鳴ったり、威圧的な態度で文句を言い続ける ・必要もなく体を触る

・抱きしめる ・ヌード写真を見せる ・卑猥な言葉を繰り返す ・アダルトビデオを放映する

15. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

16. 有事の際の訪問について

こちらの都合でサービス提供が困難な場合、サービス時間やサービス提供の調整・中止をさせていただく場合があります。

- 自然災害等(台風、大雨、積雪、洪水等)
- 交通災害等(道路の破損、工事等)
- 感染症等の対応(利用者及び訪問介護員等の感染)
➡ 感染症、身体状況等によっては、ご利用をお断りする場合があります。